

令和2年6月4日	
担当課	公営企業局企画管理課
所属長	木屋 智孝
電 話	06-6489-7402

勤務時間中にパチンコ店に入店した職員の処分について

1 被処分者及び処分内容

公営企業局 係長 戒告

(地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号)

2 処分年月日

令和2年6月4日

3 処分の概要

被処分者は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止における非常事態宣言下である令和2年5月21日の在宅勤務時間中に、休業要請中であるパチンコ店に立ち寄り、2時間程度遊興したものの。

当該行為は、職務専念義務に違反し、公務員に対する信用失墜行為であることから、地方公務員法に基づく懲戒処分として戒告を行った。

以 上